

## 運送約款の一部改定について

2022年12月15日  
東急電鉄株式会社

1. 改定規則  
旅客営業規則

2. 改定日  
2022年12月16日（金）初電より

3. 改定内容  
[2022年12月16日からの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)  
[2022年12月15日までの旅客営業規則はこちらをご覧ください。](#)

4. 新旧対照表  
別紙をご覧ください。

以上

現行	改訂
<p style="text-align: center;"><b>旅客営業規則</b></p> <p style="text-align: right;">2022. 4 .1 現在</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売等（以下「旅客の運送等」という。）の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが利用者に便利であると共に合理的、能率的に行われることを目的とする。</p> <p>(この規則の適用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> 当社が経営する鉄道、軌道による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。</p> <p>2 旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については、旅客連絡運輸規則の規定による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>旅客営業規則</b></p> <p style="text-align: right;">2020. 3. 31 制定 2022. 12. 16 現在</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>(この規則の目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規則は、東急電鉄（以下「当社」という。）の旅客の運送およびこれに附帯する入場券の発売等（以下「旅客の運送等」という。）の取扱いについて規定しているもので、その取扱いが利用者に便利であると共に合理的、能率的に行われることを目的とする。</p> <p>(この規則の適用範囲)</p> <p><b>第 2 条</b> 当社が経営する鉄道、軌道による旅客の運送等については、別に規定する場合を除いてこの規則を適用する。</p> <p>2 旅客鉄道会社線または他社線との連絡による運送等については、旅客連絡運輸規則の規定による。</p> <p>(この規則の変更)</p> <p><b>第 2 条の 2</b> この規則は民法 548 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は、以下の場合に当社の裁量によりこの規則を変更することがある。</p>

(用語の意義)

**第3条** この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。
- (2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。
- (3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道においては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。
- (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。

- (1)この規則の変更が、旅客の一般の利益に適合するとき。
  - (2)この規則の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項により、当社がこの規則を変更する場合、この規則を変更する旨および変更後の規則の内容ならびにその効力発生日について、当社ホームページに掲示し、またはその他適切な方法により旅客へ通知する。
  - 3 変更後のこの規則の効力発生日以降に、旅客が当社の鉄道または軌道を利用したときは、旅客はこの規則の変更に同意したものとみなす。

(用語の意義)

**第3条** この規則において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「鉄道」とは、東横線、目黒線、田園都市線、大井町線、池上線、東急多摩川線およびこどもの国線をいう。
- (2) 「軌道」とは、世田谷線をいう。
- (3) 「旅行開始」とは、鉄道においては、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。入場改札省略駅から乗車する場合は、その乗車することをいう。また、軌道においては、乗車券の改札または引渡し、もしくは旅客運賃の支払いをして、入場または乗車することをいう。
- (4) 「乗車券類」とは、乗車券および座席指定券をいう。

- (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。
- (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社およびその連絡運輸範囲をいう。

(消費税課税の運賃・料金)

**第 3 条の 2** この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる消費税および地方消費税相当額を含んだ額とする。

(以下略)

- (5) 「座席指定列車」とは、列車において座席を指定した列車をいう。
- (6) 「旅客鉄道会社」とは、東日本旅客鉄道株式会社およびその連絡運輸範囲をいう。

(消費税課税の運賃・料金)

**第 3 条の 2** この規則に規定する運賃・料金については、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の定めによる消費税および地方消費税相当額を含んだ額とする。

(以下略)